



栃木県公報

令和7(2025)年
8月8日(金)
第628号

目次

○予定保安林	643
○土地改良区役員の退任	643

告 示

栃木県告示第370号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7(2025)年8月8日

栃木県知事 福田 富一

- 保安林予定森林の所在場所
鹿沼市上南摩町字沢ノ入1649-1、1649-2、1655-3、2570-1、2571-1、2573-1、2574-1、2577-1、2581-1、2583-1、2584-1から2584-3まで、2586、2587-4から2587-21まで、2587-23、2587-24、2588-1、2589-1、2589-3、2590-1、2591-1、2592-1、2593-1、2595-1、2598-1、2599-1
 - 指定の目的
水源の涵養
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）
（森林整備課）

公 告

○土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和7(2025)年8月8日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
大田原市					令 和 7	

土地改良区	理 事	柳田 崇夫		大田原市薄葉1517	(2025) .	
					7 .23	

(農地整備課)